

資料

スイス法における夫婦と子の氏
—二〇一三年一月一日施行法の概要—

松倉耕作

- I はじめに
- II 夫婦の氏・市民権の改正
- III 子に係わる規定の改正
- IV おわりに

I はじめに

1) 本稿の対象

本稿の対象・目的は、2011年9月30日制定の新法に基づいて、配偶者および子どもの、氏と市民権（国籍を含む）についての新しい規定を素描することにある（施行日は、制定の段階では未定である。後述した施行日を参照）。

新法に先立つ、第一次草案（2007年公表）、および下院委員会案（2008年公表）については、筆者自身がその概要を紹介している（後述する参考文献・先行研究を参照されたい）。とはいえ、草案と改正済の法律とでは、比較法上の重要性につき大きな違いがある。それゆえ、本稿にお

いて、すでに新法が成立していること、およびその内容を素描している。

ちなみに、制定・公布時点では、施行日は未定である（制定は昨年・2011年9月90日、公布は2011年10月11日、レファランダム期限が2012年1月19日であるので、この時点では、いまだ施行日は決まっていない。施行日は、連邦評議会が決定することが明示されている。官報2011年7403頁による。その後明らかにされた「公式法令集AS」によると、来年・2013年1月1日施行と決定されている）。

それはさておき、今回の改正は、①婚姻する夫婦にとって、別氏を原則とすること、②市民権は婚姻により影響されない、としたことが、改正の中心といえるであろう。立法作業がはじめられた（第一次）草案における「報告」（同2頁）の表現によれば、上記の基本的立場は、「出生時氏の不変原則」が採られたことの帰結である（そのごの政府草案「解説」414頁以下も同旨）。

少し補足しよう。立法者によれば、改正にあたっての基本理念は、夫婦同権の要請および出生氏は不変であるべし、という2つの理念に基づいている。前者について補足すれば、氏は、最も尊重されるべき基本権に属する。婚姻の自由（憲法14条、国際人権規約 EMRK 12条）と、私的領域の保護を求める基本権（憲13条後掲）に鑑みれば、夫婦の一方（とくに妻）が、婚姻によって氏の変更を強制されるべきではない。人の氏は、出生のときに取得した氏を終生維持するというのが、本来のあるべき姿である。

このような理念からすれば、各配偶者は、別氏を選択することができるという構成よりも、婚姻後も従前からの氏を続称することが望ましい（「報告」前掲11頁参照）、と導かれたのである。

ちなみに憲法13条・14条は、つぎのように定める（全面改正後の「1999年憲法」の規定による）。下記の規定も、上記の基本理念に影響しているようである。

13条（私的領域の保護）

1項：何人も、私的生活および家族生活を尊重するべく請求する権利を有する。

14条（婚姻および家族〔関係〕に基づく権利）
婚姻および家族に基づく権利は、保証される。

このような規定を前提に、新法下での夫婦の氏についても、個性が尊重・保障されたものと理解できるであろう。

2) 改正の過程

後学のため、改正の過程について、ごく簡単に記述しておこう（簡潔には、政府案解説405頁を参照）。

第1に、改正を提案する予備草案ないし第1次草案（Vorentwurf）と、それについての立法者による簡単な解説を付した報告資料を対象とする。同資料の名称では、「2007年6月1日付け法律問題のための委員会の報告」（Bericht der Kommission fuer Rechtsfragen vom 1. Juni 2007. 以下では、「報告」と略記する）という名が付されている。

「報告」という名称は、わが法務省に相当する連邦司法省からスイス連邦への報告という形をとることに由来する。この種の「報告」は、スイスの常として、改正予定条項、それについての簡単な改正理由が付されている（「報告」の部分は、全19頁）。ちなみに、上記のような改正提案を報じる「プレスリリース（メディア報告）」は、2007年6月3日付けで公表されている。

第2に、その後の進行についても補足しておこう。第1次草案は、わが国でいえば「中間草案」に近い。第1次草案に対しては、利害関係団体（市民を含む）からの意見の表明が期待されている。この種の意見徴収手続を踏まえて、つぎに第2次草案（専門委員会草案とも呼ばれる）が公表され、それをもとに「政府草案（正確に表現すれば、連邦評議会草案）」が作成・公表される。当然のことながら、比較法レベルでは、最後の政府草案、およびそれに続く新法の内容が最も重要である。

つぎに、連邦評議会草案（政府草案）については、ごく簡単な解説が公表されている（Bericht BBl 2009 403ff.）。これについては、政府案「解説」と略記して引用する。

第3に、前述したように、新法は来年・2013年1月1日に施行される（AS 2012, 2569頁による）。しかし、新法については、司法省、政府レベルでの内容に係わる解説は出されない。このような扱いは、スイスの慣行のようである。

3) 先行研究

新法について直接参考となる先行研究は、存在しない。前提の知識を得るのに役立つ参考資料として、下記の文献が存在する。とくに①・②文献は、本稿との係わりが一番近い。

a) 立法段階での資料

新法制定前の草案とうに係わる邦語文献を挙げておこう。

①拙稿「スイス法と夫婦の氏—2007年6月1日付け第一次草案の概要」法の苑（日本加除出版、発行）48号1-26頁、2007年。サブタイトルに示した第一次草案の概要を素描している。しかし、掲載雑誌はかなり珍しいようであるので、読者が容易には見ることができないのではないかと、推測している（国会図書館でも、筆者の調査では、1996年までしか所蔵されていないようである）。

そこで、現行法の説明について、そこでの記述と重複する部分のあることを、お断りしておく。なお、前掲・第一次草案のおりには、記述の根拠となる原典を示しているが、本稿では、きわめて重要と考える部分を除いて、殆ど原典を示していない。

②拙稿「夫婦および子の氏とスイス改正草案」名城ロースクール・レビュー・本誌13号157頁-175頁、2009年。前述①のあとで公表された「下院委員会案」（2008年8月22日付け公表）をもとにしている。その後、連邦政府の意見を踏まえて「政府草案」が明らかにされる。スイスでは、立法者の意思を表す資料として重視されている。比較法の視点からみても、重要な文献といえるであろう。

b) スイスの関連文献

本稿で扱われる婚姻・離婚、親子法に限定して、本稿の理解を助ける文献を示しておこう。

③拙稿「スイス婚姻法の概要(1)・(2)」本誌5号21頁-72頁, 6号157頁-269頁, 2007年。婚約, 婚姻の効果(身分的効力), 登録パートナー婚などを収録する。

④拙著『概説スイス親子法』信山社, 1995年, 299頁。同著では, 親子発生, すなわち嫡出子, 非嫡出子, 養子を扱う。親子関係についてのその他の分野, すなわち, 「親子関係の一般的効力」については, ⑤拙稿「スイス法における親子関係の効力(1)-(4)完」南山法学23巻3号, 4号, アカデミア72号, 73号, 2000年-2001年を参照。

⑥条文訳として, 拙著『スイス家族法・相続法』信山社, 1996年。家族法の領域だけでなく, 婚姻法や身分登録法などの特別法をも訳出している。

⑦スイスの欧文文献 主な文献は, 本文中に示している。

c) オーストリアの婚姻・離婚, 親子に係わる文献

本稿ではオーストリア法との比較は行っていないが, スイスの隣国でもあり, また筆者が研究する法制度でもあるので, 参考のために記しておこう。

⑧拙著『オーストリア婚姻・離婚法』嵯峨野書院, 2005年, 337頁。タイトルに示されるように, 婚姻法, 離婚法を素描する。邦語文献としては, 初めての研究書である。

⑨拙著『オーストリア親子法』嵯峨野書院, 2003年, 275頁。親子関係の効力を含む親子法の全領域を素描する。もちろんわが国で初めての研究書である。そのご, これを補充するものとして, ⑩拙稿「新オーストリア父子関係発生法(2004年制定)の概要について(上)(下)完」戸籍時報575号, 577号, 2004年, を参照されたい。

⑪オーストリア家族法の条文訳として, 拙著『オーストリア家族法・相続法』信山社, 1997年, 201頁。出版後に改正された分野(たとえば夫婦財産法, など)もあるが, 今日でも, なお有用である。

II 夫婦の氏・市民権の改正

以下の記述にあたっては, それぞれの項目ごとに, 現行法と新法を示しておこう。条文につ

いて一点補足しておく必要がある。各条の条数の右にかっこ内に示した部分は, いわゆる「条文の見出し」にあたる。この部分は, ドイツ民法, わが民法などと同様に, 条文の一部である。なお, 訳文中かぎ括弧〔 〕内に示した語句は, 筆者・松倉が補足した表現である。

1 氏名の変更, 通則

(1) 現行法

夫婦の氏について, 現行法のもとでは, 氏の変更規定は重要性がある(現行法については, 前記「スイス婚姻法」および『概説スイス親子法』, 政府草案解説407頁以下, 409頁以下を参照)。しかし, 新法のもとでは, 別氏許容, 復氏の容易化などと改められたことにより, 規定の重要性は相対的に低下することになる。

それはともかく, 氏の変更に関する規定も, 下記のように改正される。以下, まず現行の規定を, ついで新法のそれを示すという順序で紹介していく。

(a) 現行規定

第30条(2 氏の変更 a 通則)

①住所地カントンの政府は, 重大な事由が存在するときは, ある人につき, 氏の変更を許可することができる。

②成婚手続のときから妻の氏を夫婦の氏と称している夫婦の申立ては, 重大な事由が存在するときは, 変更が許可される。

③氏の変更によって損害を受けた者は, 変更を知ったときから1年以内に, 裁判所に〔変更の〕取消を請求することができる。

第1に, 氏の変更との関係では, 重大な事由に基づく氏の変更(30条)は, ①婚姻中, かつ, ②夫婦双方の申立てに基づくことを要する(vgl. Kostkiewicz, J.K / I.Schwander / S. Wolf, ZGB. Handkommentar zum Schweizerischen Zivilgesetzbuch. Orell Fuessli Verlag, 2006, 1073S., Art. 160 N.6)。別居中の夫婦であっても, 双方からの申立てを要するという趣旨を明言する連邦裁判所(わが最高裁判所に相当)の判決がみられる(BGE 127 II 193)。

第2に、スイスの文献では、婚姻締結のさいの氏に、「氏の変更」についても並行して言及するのが通例であるが、焦点を絞る趣旨から、本稿では氏の変更の問題には、余り立ち入らない。直接の改正の対象とはなっていないからである。

(2) 新法

(a) 規定

提案されている内容は、30条の見出し（上記の「氏の変更」と表記された部分）、および2項の削除である。

以下、新法の条文の邦訳にさいして、新法と政府草案の規定が異なる部分は、アンダーラインを付している。それに加えて、条文の後部のカギ括弧ないでは、変更の内容を補足している（以下、同様）。

第30条（2 氏の変更 a. 通則）

① 住所地カントンの政府は、〔氏の変更につき〕相当な理由があるときは、氏の変更を許可することができる。

②〔削除〕

〔参考：前述した2009年・政府草案では、1項は存在しない〕

(b) コメント

現行の30条2項は、氏の変更という名称であるが、新法下では、たとえば他方配偶者の死亡後の復氏に係わる規定である。

ところが新法では、夫婦は、各自の独身時の氏を維持・選択することができる（政府案解説406頁参照）。とすれば、別氏を採用した夫婦にあっては、死亡後の復氏という問題は生じないことになる。それゆえに、同規定の削除が提案されるのである（簡潔には、政府案解説415頁、第一次草案「報告」前掲13頁参照）。結果的には、一部の規定は残るが、適用範囲が狭くなるということであろう。

2 登録パートナー婚のカップルの場合

登録パートナー婚、すなわち同性の男女の

「パートナー婚」を認められていることについては、すでに別稿にて制度の概要を紹介済みである（拙稿「スイスにおける同性婚の公認（上）（中）（下）2007年1月1日施行法の概要について」戸籍時報607号、608号、610号、2006-2007年）。それゆえ、ここでは、今回の改正にさいして、氏につき連動して改正された新法の結論のみを示すにとどめる。

(a) 登録のさいの氏

各パートナーは、各自の氏を保持する。もっとも、登録パートナー婚を登録するさいに、いずれか一方の氏を、パートナーの共通の氏とする旨を、身分登録官に意思表示することができる（新・登録パートナー婚法12条aを参照）。

(b) 解消のさいの氏

前記(a)により、氏を変更したパートナーは、パートナー婚解消のあとにも、その氏を続称することができるが、独身時の氏に戻ることを望めば、いつでも、身分登録官に、その旨を意思表示することができる（同30条aを参照）。

(c) 施行規定

新法の施行前にパートナー婚の登録をしたカップルは、新法の施行後1年以内に、身分登録官に対して、パートナーいずれかの氏を、共通の氏とする途が認められている（同37条aを参照）。

3 夫婦の一方の死亡後の氏

(1) 現行法

(a) 現行規定

現行法では、死亡を前提として、氏の扱いを定める規定は存在しない。

(b) コメント

第1に、死亡解消のさいには、とくに子のことを考慮すれば、妻も婚姻により取得した氏を称することを望んでいるとの推測のもとに、当然には復氏を生ぜしめない、という構成をとる（簡潔には、政府案416頁を参照）。

例外的に、生存妻が復氏を希望する場合に

は、重大な事由がある場合に氏変更（民法30条）の余地が認められていた（前述1を参照）。わが戸籍法107条に基づく氏の変更に相応する規定といえる。

第2に、わが民法751条1項と比較すれば、復氏につき裁判所の許可を要するスイス法より、わが民法の方が結果的であれ、生存配偶者による婚姻中の氏の継続氏称を強く保障している結果になる。

新法では、これらにつき改良が加えられた。

(2) 新法

新法では、30条aを新設した。夫婦の一方が死亡したあとの復氏に関する規定である。

(a) 規定

第30条 a（夫婦の一方の死亡のさい）

夫婦の一方が死亡したときは、婚姻(締結)のさいに、その氏を変更した他方配偶者は、いつでも身分登録官に対して、独身時の氏を、ふたび称する旨を意思表示することができる。

〔参考：政府草案からの変更はない。前述したように、以下では、変更のある場合にのみ、参考の記述のなかで触れることにする〕

(b) コメント

第1に、死亡解消の場合、日本法では、生存配偶者の氏は婚氏のままである。新法の扱いは、戸籍役場への届出（日本）、身分登録官への意思表示（スイス）という違いはあるが、結論において日本と同じことになる。

第2に、新法（政府案、第一次草案とも同じ）のもとでは、身分登録官に対する意思表示だけで独身時の氏に戻ることができるので、所定の機関の許可を要するという構造をとる現行法に比べて、婚氏に戻り易くなったことがわかる。

しかも、復氏するについて、時間的な制約はない（離婚時には、判決の確定したときから1年という制約がある。後述4を参照）。この結論は、立法者も明言している（政府案解説416頁、「報告」前掲13頁を参照）。となれば、復氏につき裁判所等の許可を要する制度より、独身時の氏に戻り易い

ということになる。

第3に、現行法のもとでは、対応する規定が存在しないので、上記の「意思表示」については、身分登録令（わが戸籍法に近い）で規定される予定である（「報告」13頁参照）。

4 離婚と氏

離婚後の氏についての改正であるが、夫婦の氏について理解するためには、婚姻時での氏についての理解を必要とする。それについては、規定の順序との関係から、後述5で扱うことにする。

ちなみに、市民権についての規定は、前回の婚姻法の改正のおり、民法から規定が除かれた。わが法の構造からみれば、民法のなかに規定することがむしろ異質であったといえる。

前記2項によれば、市民権は離婚によって影響を受けない。スイスでの市民権は、市町村での市民権を基礎に、カントン、さらにスイス国籍を得るという構造をもつ。スイス固有の問題であるので、これには立ち入らない（vgl. Basler Kommentar zum Schweizerischen Privatrecht, Zivilgesetzbuch, 2. Aufl.2002, Helbing & Lichtenhahn, 2322S., Art.119 N.10ff.）。

(1) 現行法

(a) 現行規定

現行法の条文は、現行法を制定するために公表された政府草案とまったく同じである（119条参照）。それはともかく、離婚後も、婚氏統称が原則である。

第119条（A 離婚した配偶者の地位）

①〔婚姻にさいして〕氏を変更した配偶者は、〔離婚〕判決が確定したのち1年以内に、身分登録官に対して、生来の氏または婚姻前に称していた氏を再び称する旨の意思表示をしない限り、婚姻のさいに取得した家族名を維持する。

②カントンの市民権および市町村市民権は、離婚により、影響をうけない。

(b) コメント

結論のみを簡略に記しておこう。

第1に、離婚にさいしては、婚氏の続称が原則である点で、わが国と異なる。離婚による解消であっても、原則として妻は復氏しないという構成が目立つ。わが法との違いは、たんに氏を人格権と位置づけるゆえの結論の違いではなく、より政策的ないし「強制的夫氏選択方式」を採用したことに対する代償との意味が大きい。

第2に、婚姻により氏が変わることが強制されたことの代償として、さらには氏は人格権の一つであるから、婚姻氏の継続氏称ができるだけ保障されるべきである、との立場に立つ(2007年改正案の立法者も、同様の見解に立つ。「報告」前掲12頁3を参照)。

第3に、わが法と比べると、特別な手続をとらなければ復氏する(日民767条)というのとちょうど逆であり、生存配偶者が特別の手続をとらないかぎり、婚姻中の氏を継続氏称する(日民751条1項)との構成に近い。この違いは、氏を人格権の一つと位置づけることだけから生じるものか、興味のもたれるところである。

第4に、婚氏を続称しない旨の意思表示は、離婚判決が確定したのち「6か月以内」(予備草案)という規定から、「1年以内」に延長された。熟慮を期待しての延長である(vgl. zB Tuor / B. Schnyder, J. Schmid, Das Schweizerische Zivilgesetzbuch. 13. Aufl. Sculthess Verlag, 2009. 1315 S., S. 212 a)。氏名についての最も重要な変更と評価されている(vgl. Basler Kommentar Art.119 N.1)。

第5に、意思表示の相手方は身分登録官(外国で意思表示する場合は、その在外公館)である。この意思表示は絶対的な一身専属権としての性格を有するものとされる。そこから、制限的行為能力者であっても、後見人の同意を要せず、自ら意思表示できる、との帰結が導かれる(vgl. zB Basler Kommentar Art.119 N.6)。

第6に、復氏することのできるのは「婚姻前の氏」である。この氏は、かなり広く許容される。文献によれば(vgl. zB Basler Kommentar Art.119 N.5)、生来の氏、婚姻(成婚手続)前の氏、ドッ

ペルナーメなどがその例である。

(2) 新法

(a) 規定

下記119条は、離婚後の氏に関する改正規定である。

第119条 (A氏)

婚姻(締結)のさい氏を変更した配偶者は、離婚後もこの氏を保持する；上記の配偶者は、いつでも身分登録官に対して、独身時の氏を、ふたたび称する旨を意思表示することができる。

(b) コメント

この部分も、第一次草案、政府案、新法と内容面での変更はない。

第1に、離婚後も、婚氏続称である。「はじめに」で述べた「出生時氏不変の原則」を採用する当然の帰結である。

第2に、離婚後の復氏は、身分登録官に対する意思表示で足りるという点は、現行法と同じであるが、現行法のような離婚後1年以内の意思表示という制約がなくなり、いつでも復氏が可能であるから(政府案解説416頁、「報告」前掲13頁が明言)、復氏が相対的に容易となる。

ちなみに、離婚後、婚氏を称している子が成年に達し、母(離婚妻)が婚氏を称している必要が乏しくなる、という実態を考慮したものである(「報告」前掲13頁参照)。

第3に、復氏できる氏は、規定に明記される「独身時の氏」に限られる。ゆえに、婚姻前の氏(前婚が存在する場合などに生じる可能性がある)には復氏することはできないと解される(「報告」前掲14頁で明言される)。

5 婚姻にさいする別氏の許容

今回の改正の目玉が、別氏の許容である。それも、別氏を選択できるというのではなく、別氏を原則としたことである(基本理念については、とくに政府案410頁以下を参照)。

(1) 現行法

現行法の改正にさいしても、婚姻締結のさい

の氏につき、夫の氏を夫婦の氏とする原則を維持しつつも、これによって生ずる硬直化を避け、国民各層の要望をできるだけとり入れようとする努力がなされた。それが、下記のようなダブルナームの制度化である。

(a) 現行規定

第160条 (B 氏)

①夫の氏が夫婦の氏となる。

②前項の規定にもかかわらず、婚約女は、自己が従前から称している氏を夫の氏に前置したい旨を、身分登録官に対して意思表示することができる。

③婚約女がすでに前項のようなダブルナームを称しているときは、婚約女は、〔ダブルナームの〕最初の氏のみを前置することができる。

(b) コメント

第1に、現行160条は、氏につき、ダブルナームの使用を許容していることが、スイス法の特色である。

第2に、現行規定を制定する法案の段階から、旧法におけると同様に、夫の氏が夫婦の氏となるの原則とする、いわゆる「氏の統一原則」を採用したわけである (vgl. Basler Kommentar Art.160 N.1f.; Berner Kommentar Art.160 N.12)。

しかし、この原則に例外を認める。氏は人格権の一つであり、婚姻にさいして氏の変更を強制することは、女性の人的関係への著しい侵害になる。このような認識のもとに、婚姻前の氏（その範囲はかなり広く認められる）を、夫の氏に接合（後置ないし前置）することを認めた。

第3に、文献の表現を使えば、同権思想の観点から、女性に選択権を認める制度と評価される (vgl. Basler Kommentar Art.160 N.3f. und N.5)。とくにベルナーコンメンタールでは、女性の意思だけで決定できる選択権であることを強調する (Berner Kommentar Art.160 N.15)。いわゆる任意的ダブルナーム制度の一種といえよう。

ちなみに、すでにダブルナームを称している女性は、最初の部分のみを前置して接合することができるものと扱われる (vgl. Kostkiewicz, Handkommentar Art. 160 N. 4)。そうでない場合に

いては、女性の氏を前置する方式が採られている。

前回の改正のさいには（84年制定，88年1月1日施行），以下の案が検討された。後学のため，ごく簡単に示しておこう（詳細は，拙稿「婚姻法」前掲（2）169頁以下を参照）。

(i) 強制的夫氏採用方式（旧法の原則） 現行法での改正前の旧法は、「夫の氏が夫婦の氏となる」（160条1項前掲）との方式をとる。しかし，上記の，いわば強制的夫氏採用方式との方式が，最上であるとの考えから，これをとるわけではない。法案の「報告書」表現を借りれば，『現行の解決方法について，これを改めるべきであるとする確信をうるに至らないため，法案では…基本的な変更を加えていない』のである。

(ii) 任意的ダブルナーム方式の併用（旧法の認める例外）

たとえば，山田梅子嬢が鈴木男と婚姻すると，同嬢は，婚姻前の氏を夫の氏に前置（ないし後置）させて「鈴木＝山田梅子」を称することになる。もっとも，夫の氏に付加するさい，前述の例では，「鈴木＝山田」のように妻の氏を後置する例をあげたが，山田姓を前置することも許される。

(2) 新法

新法160条では，別氏が原則と明言されている。

(a) 規定

第160条 (B 氏)

①夫婦各自は，その氏を保持する〔ことができる〕。

②約婚者双方は，身分登録官に対して，または花嫁および花婿の独身時の氏を，共通の氏とする旨の意思表示をすることができる。

③約婚者双方が各自の氏を保持するときは，彼らは，彼らのいずれの独身時の氏を子の氏とするかを，決定する。正当な理由がある場合に

は、身分登録官は、この義務を夫婦から解放することができる。

〔参考：2項では、政府草案に比べて省略がある。また、3項の規定は、政府草案には存在しない。ちなみに、第一次草案の少数意見では、子には、いずれかの独身時の氏を称する旨を夫婦で決定することができる、という条項を提案する。3項として、婚姻中いつでも、自己の氏を他方のそれに接合されることを認めるものである〕

(b) コメント

別氏の許容が大きな特色である（政府案解説416-418頁参照）。

第1に、別氏を許容する。今回の改正の、いわば目玉規定といえる。別氏の採用は、「出生時氏不変原則」（本稿「はじめに」を参照）から生ずる当然の帰結である。

念のためにいえば、別氏になるための特別な意思表示は必要ではない（政府案412頁、「報告」前掲17頁で明言される）。当然に別氏となるのである。

第2に、別氏から同氏に変更することも認める。子の出生のさい、という制約要件があるが。理由はともあれ、夫婦同氏を好む個人の願いを尊重した結果である（「報告」前掲12頁3、14頁を参照）。念のために記せば、選択できる氏は、夫婦いずれかの独身時の氏であり、たとえば前婚のさいに称していた氏は、これを選択することはできない（「報告」前掲14頁が、この趣旨を明言する）。

第3に、施行規定において、現行法のもとで、いい換えれば、改正法の施行前に夫の氏を夫婦の氏としたカップルについても、別氏となる道を開いている（施行規定については、後述を参照）。

6 市民権

市民権というのは、わが国では国籍の問題と理解していただくとイメージが湧くであろう。スイスでの市民権は、市町村での市民権（の取得）→カントンでの市民権→国レベルでの市民権、の順に取得する仕組みであるので、わが国ほど取得が単純ではない（政府案解説410頁参照）。

(1) 現行法

(a) 現行規定

第161条（C市民権）

妻は、婚前に有した市民権を失わずに、夫の市民権を取得する。

第1に、改正された161条は、市民権について規定する。わが国でいえば、国籍法に定める内容であるが、スイスでは、伝統的に民法で規定されていた。

第2に、市民権の得失に関する規定は、現行法の下でも、統一的に1カ条には規定されていない。婚姻締結のさい、婚姻無効の場合、離婚の場合、により扱いが異なるが、ここでは、離婚を中心に述べるにとどめる。

上記の規定は、旧法の規則と比べれば、表現方法に若干の違いはあれ、結果的には同じ結論に帰着している。しかし、審議過程において論議がなかったわけではなく、新しい解決方法が模索されたことに触れておく必要がある。

(i) 夫婦平等との関係

第1に、旧法下では、たとえば婚姻にさいして、妻は夫の市民権を取得することにより、彼女が従前から保有する市民権を失うが、夫の地位には別段の影響が及ばない。

現行法を制定するさいの法案「報告書」によれば（Botschaft S.56, 拙訳「1975年7月11日付け婚姻の一般的効力に関するスイス連邦参事会法案(2)」南山法学6巻1号91頁, 1982年）、上記の点で旧法は夫婦同権の要請を満たしていない、それゆえこの点は、妻の人格権への少なからざる侵害であると感じているスイス人女性は少なくなかったようである。

ところが、この点での論議は余りなされなかったこともあり、改正後、多くの婦人団体からの要望は、妻の従前からのカントン市民権および市町村市民権の保持に向けられていた。

そのような流れのなかで、前回・2007年改正案の立法者は、妻にのみこのような規則を定めていることこそ、あるべき同権の要請に抵触するという見解に立つ。

第2に、上のような要望が強いのは、実利志向に基づく面があると思われる。すなわち、市民権を、郷里市町村の市民権→郷里カントンの市民権→スイス人女性としての市民権（すなわちスイス国籍の取得）、の順に直結させるやり方が、スイスの方式である。

このような方式を前提として、市民権を各種の利益に結びつけていることが少なくない。たとえば、市町村市民権を基礎に、選挙権や被選挙権を認める例や、カントンまたは市町村の市民権を基礎に、奨学金受領資格ほかのなんらかの優遇処遇がそれである。筆者自身が留学中に経験した例でいえば、ツューリヒ市が行なっていたドイツ語会話学校の授業料が、受講者がツューリヒ市の住民か、カントンツューリヒの住民か、それとも他のカントンの住民かにより、かなり料金が違っていたのを記憶している（ただし、これらは住所地を基準とする）。

(ii) 従前市民権の保持

妻の従前からの市民権を保障する最も簡便な方法は、婚姻によっても市民権はなんら直接的な影響をうけないものとの制度をとりいれることである。これにより、夫婦同権の要請も満たされることになる。現行法制定前の専門委員会草案は、従前市民権保持の途を認める提案をなしていたが、法案でそれが容れられなかった（国籍の問題であるので、詳細は別所に譲る。拙訳「婚姻の一般的効力（1）」前掲92頁-93頁）。

(2) 新法

婚姻と市民権につき、下記の改正が実現された。

(a) 規定

第161条（C 市民権）

夫婦の各自は、〔婚姻後も〕自己のカントン市民権・ゲマインデ市民権を保持する。

(b) コメント

第一次草案、政府草案、新法を通じて、一貫して、固有の市民権保持という立場が堅持され

ている（政府案解説418頁参照）。

第1に、前述した現行161条は、婚姻による影響を規定する。自己の市民権に加えて、夫のそれをも取得するものとされたが、それでは市民権の扱いが複雑になり、かつ妻についてのみそのような扱いをすることが、平等の理念に違背するという認識から、市民権不変の原則が採用されたのである。わが国では、民法の問題ではないので、詳細には立ち入らない（詳細については、「解説」15頁以下を参照）。

第2に、新法では、上に示されるように、婚姻によって市民権は影響を受けないことが明言される。その結果、規定でも明言されるが、各自が自己の市民権を保持（保有）することになる。

Ⅲ 子に係わる規定の改正

今回の改正では、子の氏、市民権についても、若干の改正を経験している。

1 子の市民権

(1) 現行法

(a) 現行規定

第267条 a（Ⅱ 本籍）

未成年の子は、その従前のカントンの市民権および市町村市民権に代えて、養親のそれを取得する。

(b) コメント

新法の改正を論じていた当時の憲法第44条3項によれば、外国国籍の男女間に出生した子も、その母がかつてスイス市民であり、かつ父母が子の出生時にスイスに住所を有していたときは、子の出生のときから、スイス市民権を保有する途を認めていた。専門委員会でも、改正テキストを用意していないが、この趣旨を拡張すべく提案されていた。

すなわち、スイス人男性は、スイス人女性と同様に、子の出生時点でスイスに住所を有していることを要件とすることなく、その間の子にスイス市民権を取得させることが可能である。その結果、前述のごとく国内法的平面では、夫婦の市民権統一の原則が保持されるので、子は家族のカントン市民権および市町村市民権を取

得することになる。

(2) 新法, とくに養子の市民権

養子の市民権に関する267条aの改正が実現された。

(a) 規定

第267条 a (II 市民権)

①未成年の子は、従前のかントン市民権・ゲマインデ市民権に代えて、養父母の市民権と、養父母が称している氏を称する。

②父母の一方が、他方の未成年の子を養子としたときは、子は、父母の一方のかントン市民権・ゲマインデ市民権を取得し、その氏を称する。

(b) コメント

この部分も、第一次草案以来、内容面での変更はない(政府案解説418頁を参照)。

第1に、新法によれば、未成年養子に限定されるが、養子は養親の市民権を取得することになる。結論において、現行法のもとでの扱いと同じである。わが国では、民法の問題ではないので、詳細には立ち入らない(詳細については、「報告」前掲15頁以下を参照)。

ちなみに、訳文でいう「ゲマインデ」というのは、強いて訳せば市町村を意味する。この語に相当する日本語の表現がないので、原語の音に近いカタカナ表記で示した。

第2に、連れ子養子の扱いが明記された。現行法のもとでは規定を欠いていたので、その欠を補う改正である。

2 婚内出生子の氏

(1) 現行法

出生による家族名の取得につき、改正の対象は、婚外出生子についてである。婚内出生子との対比が必要であるので、それについても簡単に触れておこう。

(a) 現行規定

第270条 (A 家族名)

①父母が婚姻しているときは、子は、その家族名を取得する。

②〔婚外出生子に関する規定〕

父母が互いに婚姻関係にないときは、子は、母の氏を称するか、または母の氏が以前の婚姻締結によりドッベルナメを称しているときは、その最初の氏を称する。

(b) コメント

第1に、子の父母が婚姻関係にあるときは、子は父母の家族名(=氏)を取得する(270条1項)。規定の文詞はあまりにも狭すぎる。夫が子の父と推定される関係にあるかどうかが標準となる。それゆえ、270条1項は、つぎのとき、すなわち両親が出生の時点ではまだ婚姻していないが、(前婚の解消後)300日内の出生子であるときも、適用がある(学説上でも異論なし, vgl. Hegnauer, Grundriss des Kindesrechts. N.16.03)。

第2に、両親の家族名は、婚姻法の規定により決まる。通例は、夫の氏がそれである(160条1項)。例外的に、成婚手続のさいに妻の氏を夫婦の氏としたときは(30条2項)、母の氏が子の氏となる。旧民法160条2項に基づけば、母の従前の氏を前置することが許されているが、このことは、子の氏へは影響がない。ちなみに、270条1項は憲法4条2項に抵触するとみる見解(Hegnauer, Bernar Kommentar Art.270 N.113ff.)も存在する。

第3に、父母の離婚は、子の家族名に変更を及ぼさない、とするのが最高裁判所の立場である(vgl. BGE 100 II 289 E.2)。母が従前の氏に復氏(149条2項)したときも同様である(Hegnauer, Grundriss N.16.05)。

(2) 新法

婚外子の氏について、第一次草案・政府草案の段階では、採用された下記のほかに少数意見もみられるが、本稿ではその詳細は省略する。

(a) 規定

民法と市民権法との双方の改正がなされた

(双方につき、政府案解説418頁-420頁)。

第270条 (A氏 I 婚姻している父母の子)

①父母が互いに婚姻し、異なる氏を称しているときは、子は、父母の独身時の氏を取得し、のさいに共通に決めていた氏を子の氏とする。

②父母が、第一子の誕生後1年以内に、子が父母の他方の独身時の氏を称することを、共同して請求することができる。

③父母が共通の家族名を称しているときは、子は、この氏を取得する。

〔参考：政府草案に比べ、1項で字句の修正、2項で草案の1文が省略された。少数意見があった。少数説を補足しておこう。1項につき、少数意見がみられる。その案では、共通の子の氏は、婚姻締結のさいに、共通の子の氏を決めるとするものである。〔婚姻締結時に決定〕という点で、上記の第1次草案多数説案と異なる。〕

また、2項につき、少数意見では、第1子の出生から1年以内に、父母の他の一方の独身時の氏を子が称するとする旨を、夫婦が共同して申請することができる]

さらに、婚内出生子につき、下記のような改正が予定される(詳細については「報告」16頁以下)。下記では、改正の内容を理解できるようにするため、丸カッコの後ろに、現行法の条項も示している(下記の条項は、「連邦法律全書(AS)」による。4条の最終規定は、90年改正、91年1月1日施行の規定である。ちなみに、下記の規定は、06年6月13日現在の規定である)

市民権法第4条

①(現行に同じ) 子は、スイスの市民権とともに、スイス市民である父母の一方の、カントン市民権および市町村市民権を取得する。

②父母の双方がスイスの市民権を有するときは、子がその氏を称する父母の一方のカントン市民権および市町村市民権を取得する。

③(削除) 未成年の子は、父が、母と婚姻したとき、または婚姻中にスイス市民となったときは、父のカントン市民権および市町村市民権を取得する。子は、そ

れと同時に、母の、カントン市民権および市町村市民権を失う。

④(削除) 外国人夫婦が異なる地で帰化しているときは、妻は、〔自己の市民権のほか〕追加的に、その夫の、カントン市民権および市長村市民権をも取得する。

(b) コメント

第1に、第一次草案では、婚内出生子については、別氏制を採用することとの関係で、下記の規定が用意されていた。変遷を知る資料となるので、それを示しておこう。

第一次草案・第270条 (A氏 I 婚内出生のさい)

①〔子の〕父母が互いに婚姻していて夫婦が別氏を称しているときは、子は、〔父母の〕独身時のうち、最初の子の出生のさいに、共通の子の氏と定めた氏を称する。

②子の氏について父母の意見が一致しないときは、子は、母の独身時の氏を称する。ただし、父母は、最初の子の出生から1年以内に、父の独身時の氏を子が称する旨を、〔夫婦が〕共同して請求することができる。

③父母が共通の家族名を称するときは、子は、この氏を称する。

④子が、ドッペルターメを称する父母の一方の氏を取得したときは、子は、ドッペルターメの最初の氏を取得する。

第2に、現行法は父を軸とした市民権の取得を規定するが、市民権法(正式の名称:「スイス市民権の得喪に関する連邦法」)の改正は、子が称する氏を軸とする構成に変更される(簡潔には、政府案解説422頁、「報告」前掲18頁以下を参照)。

3 婚外出生子の氏

(1) 現行法

(a) 現行規定

婚外子の場合には、子は母の氏を称するのが原則である。条文については、前述した条文を参照されたい。

(b) コメント

第1に、父母が婚姻していない場合には、子

は母の氏を称することになる。それ以前の婚姻締結により彼女がドッペルナーメを称しているときは（160条2項）、子は、ドッペルナーメの最初の氏のみを（270条2項）称することになる。

第2に、認知・裁判認知されたときは（260条・261条）、子の氏への影響はないが、父母が夫婦となったときは別である。母が子の出生の時点で称している家族名が基準となる。彼女がそれ（その家族名）を婚姻または氏変更により取得したときでも、扱いは同じである。

（2）新法

婚外出生子の氏につき、新法では、下記の規定が用意される（下記の270条aは新設）。

（a）規定

第270条a（Ⅱ 婚姻していない男女の子）

①父母が婚姻していないときは、子は、母の独身時の氏を取得する。

②後見官庁が父母の双方に配慮権を委ねたときは、父母の双方は、1年以内に、身分登録官に対して、子が父の独身時の氏を称することを意思表示することができる。

③父が単独で配慮権を有するときは、父は、前項と同様の意思表示をすることができる。

第270条b（Ⅲ 子の同意）

子が12歳に達しているときは、子の同意があるときに限り、子の氏を変更することかできる。

第271条（B 市民権）

①子は、父母の一方が保有していたカントンの市民権・ゲマインデの市民権を取得する。

②未成年中に他方父母の氏を取得していたときは、子は、従前のカントン市民権・ゲマインデ市民権に代えて、他方父母のそれを取得する。

〔参考：政府草案では、他に少数意見がみられた。また、第一次草案では、父母がドッペルナーメを称する場合の扱いが規定されていたが、新法では削除されている〕

（b）コメント

第1に、婚外出生子は母の氏を称するのが原則である。離婚・婚姻後の場合などにあっては、父の氏への氏変更を制度的に保証する規定が用意された（詳細については「報告」前掲17頁以下を参照）。

第2に、上記4項は、子の子が婚姻するさいに、ドッペルナーメが合計4つの氏になる可能性を防ぐ趣旨である。

第3に、ちなみに、婚外出生子の氏につき、施行規定（13条d）の新設により、下記の内容が規定されている。施行後の解釈に影響するので、これをも示しておこう。

①本法の改正前に、婚外出生子についての父母の配慮権が、父母の双方または父にのみ委ねられていたときは、270条a 2項・3項に規定される意思表示は、新法の施行後1年以内に意思表示することができる。

②子の同意は270条a 5項の規定に基づいて、留保される。

第4に、共同監護権（＝共同親権）との関係に触れておこう（なお、2011年11月には、共同配慮権に関する政府案が公表されている。それについては、拙稿「共同配慮権とスイス政府草案—2011年11月17日付け連邦評議会草案について—」本誌24号109頁以下を参照。2012年。いまだ改正されるに至った法律ではないので、本稿では、それには立ち入らない）。

わが国では存在しない制度であるので、若干の前提知識を必要と思えるからである（親権ないし親の配慮権についての詳細は、拙稿「スイス法における親子関係の効力」X章、（南山大学）アカデミア72号263頁以下、2001年、を参照されたい）。

第5に、立法者の説明する、共同配慮権を導入する理由を簡略に記せば、下記のごとくである（改正法の概要については、vgl. zB Basler Kommentar Art.133 N.17ff.）。

①父母との関係では、両親との結びつきが継続される方が、子の成育のうえでより望ましい。医師や心理学・教育学の専門家からも、離婚後もそれが可能となる状況を制度として残すことが望まれている。

②離婚形態の変化が生じている。すなわち、今日では、いわゆる合意離婚が大半だ。かつてのように夫婦がいがみ合って離婚する状況のもとでは、争いの渦のなかに子を巻き込む危険があるから、共同監護を導入するのに適するとはいえないが、合意離婚の場合には、父母の接触の継続が期待できる。

③経験からみて共同配慮が望ましい。すなわち、これまでのスイスでの実務の経験から、共同監護も悪くないと意識されている。また、立法化の実現した諸外国、とくにドイツでも、(1)状況しだいでは、共同配慮の方がより子の福祉に適することを示しており、(2)真正面から「共同監護を廃止せよ」といった意見は殆どないといえるほどである。

④父母の能力の面からみても、共同監護を行う能力を有するのが通例である。とすれば、単独監護よりは、共同監護の方が望ましい場合が多いであろう。

ところで、立法者がこれらの理由のうち、いずれを最も重視しているのかは、『報告書』によるかぎり、明示的な記述は見られないが、行間を読めば、子の福祉を最も重視していると評価してよいであろう。

第6に、3項の3つの要件の規定は、「親子関係の効力」の中に規定され、離婚法と同様に、2000年施行である。

裁判所が離婚後の共同配慮を認めるためには、①父母の共同の申立があること、②共同配慮が子の福祉に合致すること、③養育料分担についての合意が調い、裁判所がその合意を裁可していること、の3点である。前二者につき補足しておこう(3つの要件につき、vgl. Botschaft 233.62 S.130)。

まず、父母が共同で申立をする必要がある。①共同配慮という制度を採用する外国法のいずれもが、共同の申立を絶対要件としている、②婚姻中の共同配慮の趣旨から、また、③一方の意思を無視した申立は、共同配慮の趣旨にもとる、などをその理由とする。

他方、共同配慮を継続することが、子の福祉に合致することが必要である。ここでは、①父

母側の要件としては、双方ともに十分な教育能力を有していること、②抽象的には、配慮法の理念を満たしていること、③父母が離婚したにもかかわらず、共同・協力が可能であること、などの要件を満たしていることが必要である。

とくに③について補足すれば、父母の人柄、子の将来についてのプランなどが子の福祉に合致するということが考えられているようである。離婚に先立ち別居がなされるのが通例であろう。そのさい、立法者の念頭には、別居が先行していれば、別居中の生活状態から子の福祉への影響が判断されると考えられている。

4 婚外出生子の市民権

第1に、市民権は、自然人を国家的共同体と結びつけ、そして特別な権利義務の基礎を形成する。市民権は公法で決まる(22条2項)。いわゆる「子どもの権利に関する国際人権規約」(UKRK, 1989年。以下、「規約」と略記する)7条・8条などによれば、子は、国籍(の帰属)を求める請求権を有する。憲法44条1項に基づいて、市民権法1条・4条・6条・8条・8条a・10条・11条は、法律により、子についてのスイス市民権の得喪を規定する。これに対して、スイス人による、カントン市民権・市町村市民権については、民法271条・267条aで規定される。

第2に、市民権についても、各家族員の国籍を統一するという立場は排除されている。すなわち、子の市民権は、父母いずれか一方に由来し、父母の一方と子との間の親子関係によって条件づけられることになる。

(1) 現行法

(a) 現行規定

第271条(B本籍)

①父母が互いに婚姻関係にあるときは、子は、その父母のカントン市民権および市町村市民権を取得する。

②父母が互いに婚姻関係にないときは、子は、その母のカントン市民権および市町村市民権を取得する。

③〔邦訳省略〕

(b) コメント

出生による市民権の取得について規定する。

第1に、父母が婚姻している場合には、その父の有する、スイス国籍、カントンの市民権、ゲマインデの市民権のすべてを取得する（民271条1項、市民権法1条1項a、4条1項・2項a）。ここでもまた、夫の父性推定が基準となる（255条）。子は、母が独身時代に有した市民権（*Stammbürgerrecht*）はこれを取得しない。母が161条に基づき婚前からの市民権を維持する場合も同様である。

第2に、母が外国人であるときは、彼女の本国法により、彼女がその国籍を彼女の子に渡せるかどうかは、彼女（母）の本国法しだいである。

第3に、父母が婚姻していないとき、すなわち母の夫の父性の推定（255条）がないときは、子は母のスイス国籍、すなわちスイス市民権等を取得する（271条2項、市民権法1条1項b、4条1項・2項b）。

第4に、スイス人寡婦・離婚した女性の婚外子は、母が独身のおりに有した市民権を取得し、後者は彼女が解消した婚姻により取得していた市民権を取得する。

(2) 新法

271条が改正された（政府案解説につき421頁を参照）。

(a) 規定

第271条（B 市民権）

①子は、子はその氏を称する父母の一方の、カントン市民権および市町村市民権を取得する。

②子が、未成年中に、他方の父母の氏を取得したときは、子は、従前のカントン市民権および市町村市民権に代えて、他方父母のそれを取得する。

(b) コメント

婚外出生子の市民権は、その称する氏と連動させたことが特色である。これについても、民法の枠外の問題であるので、すべて立法者の解

説に譲ることとする（簡潔には、「報告」前掲17頁以下参照）。

Ⅳ おわりに

本稿のむすびに代えて、スイス新法の特色と、ヨーロッパ法のなかでのスイス法の位置づけなどを要約しておこう。

(1) 新法の特色

ここでは、氏についてのみ触れる。市民権および、それに連動する国籍の問題は、スイスでは重要問題であるが、わが「民法の対象」ではないからである。

第1に、氏について、スイスでも夫婦の氏につき別氏制度が採用された。しかも、「別氏が原則」と改められたことは、わが国とスイスとの背景の違いはあれ、今後のわが国での立法を論ずるにあたっても、注目できる。

第2に、復氏する要件がきわめて簡略化され、復氏する本人の意思表示のみで足りるとされたことは、わが国からみると余り意味がなくもないが、スイス法のもとの改革としては、大きな改正であると評価することができる。

第3に、ドッペルナーメを採用するゆえの処理について、いろいろの手当てがなされた。ドッペルナーメを採用するヨーロッパ法の視点からは、スイスの結論は、興味ある扱いである。

第4に、比較法の面からみれば、離婚時での「婚氏続称原則」の採用から分かるように、婚氏続称に夫の承諾を要する構成をとるフランスなどと比べると、氏への固執が少ないと評価できる。かつての婚姻にさいする「夫氏の強制」、離婚による「復氏の強制」という構造と比べると、スイス民法においても、婚姻・離婚と氏については、随分と考え方が変わってきていることが理解できるであろう。

第5に、現行法との違いを理解しやすくするために、ごく簡単な一覧表（後掲した図表を参照）を添えている。本文と並行して読まれると、理解を助けるであろう。

(2) スイス法の位置づけ

簡単な比較法につき、立法者による素描がみられる（政府案412頁以下、「報告」前掲9頁-11頁参照）。かなり新しい比較でもあり、かつスイス法の位置づけに役立つと思われるので、それに基づいて、結論のみ要約しておこう（オーストリア法との、少し詳しい比較については、前掲「下院委員会案」や「第一次草案」での記述を参照されたい）。

第1に、大まかにいうと、氏不変原則を採用する法制が主流を占めている（たとえば、フランス、ベルギー、ルクセンブルク、オランダ、スペイン、イギリス、アイルランドなど）。スイスも、この原則を採用したのである。もっとも、この法制のもとでも、様々な方式がとられていて、他方配偶者の氏を使用することを認めるのが普通である。

第2に、夫婦の一方の氏を婚氏（共通氏）として選ぶことを認める法制も、少なくない（ドイツ、オーストリア、スウェーデン、フィンランドなど）。さらに、選択できない、または選択しない場合の結論は、各自、従前の氏を保有する法制（ドイツ、スウェーデン、フィンランド）と、夫の氏が婚氏となる法制（オーストリア）とに分かれる。

このグループのなかでも、婚姻後のドッペルナーメの使用には、制限的である。すなわち、すでにドッペルナーメを称している夫婦は、ドイツやオーストリアでは、夫婦それぞれ、各自の氏であるドッペルナーメを婚氏とすることはできず、ハイフンを用いて、相手の氏に前置または後置するという方法を採用するが、スウェーデンやフィンランドでは、共通氏の軸に前置するという方法を採用している。

その他、婚氏を婚姻の継続中に選択することを認める法制もみられる（ドイツ、スウェーデン）。

第3に、イタリアやポルトガルは、上記のグループとは異なる法制をとる。イタリアでは、妻は、自己の氏を夫のそれにむすび付けている。ポルトガルは、その結びつけ方が多様である（詳細は省略）。

最後に、スイス法の位置づけについて、一言でいえば、近時ヨーロッパでは主流となりつつある別氏を原則とする法制を採用したことになる。

(3) 施行規定

いわゆる施行規則それ自体は、スイス法固有の規定ともいえるが、比較法のレベルからみても、また日本での涉外事例における扱いに影響するので、使用に耐えうる程度に、結論のみを要約しておこう（簡潔には、政府案解説421頁を参照）。

①夫婦の氏 本法・2011年9月30日付け法の施行前に、婚姻の締結に際して自己の氏を変更した配偶者は、いつでも身分登録官に対して、再び独身時の氏を使用したい旨を意思表示することができる（施行規則8条a）。

②子の氏 本法の施行後に、前記8条aに従って共通の家族名を称していないときは、新法の施行後1年以内に、氏を変更した夫婦の一方の独身時の氏を、子が取得する旨を意思表示をすることかできる（同13条d）。

③配慮権との関係 本法の施行前に、婚姻していない父母の双方に、または父親のみに、子についての配慮権（わが親権）が委ねられているときは、前記270条a 2項・3項に規定される意思表示は、施行後1年以内、すなわち2013年12月末日までに、意思表示することができる。もっとも、これについては、子の同意を必要とする場合がある（以上、同13条d 2項）。

(4) 新法の主な内容を図表にすれば、次頁のごとくである。

〔図表〕 現行法との対比表（筆者作成）

	氏		市民権	
夫婦間での扱い	1 婚姻時 (a)現行 ①夫の氏が夫婦の氏 ②ドッペルナーム可能（妻の氏を前置する） ③既にドッペルナームを称しているときは、その最初の氏のみを前置する (b)新法 ①別氏が原則 ②身分登録官への意思表示により、いずれかの氏を家族名とすることも可能（時期：最初の共通子の出生のさいも可能） 2 離婚時 (a)現行 ①婚氏続称が原則 ②復氏を希望する者は、1年以内に、身分登録官に意思表示(復氏→生来の氏または婚姻前に称した氏へ戻る) (b)新法 ①婚氏続称 ②いつでも復氏可能 3 他方配偶者の死亡時 (a)現行 ①規定ないが、復氏なし ②復氏を希望するなら、重大な事由を申し立てる要あり（30条） (b)新法 ①復氏なし ②復氏を希望する者は、身分登録官に意思表示を要する		1 婚姻時 (a)現行 妻は、婚前の市民権を失わずに、夫のそれも取得 (b)新法 婚姻によって市民権は影響をうけずに、各自自己の市民権を保持 2 離婚時 市民権には影響なし。 婚姻のさいに、「市民権は婚姻により影響を受けない」とする原則を採用した結果である 3 他方の死亡時 市民権には影響なし 婚姻のさいに、「市民権は婚姻により影響を受けない」とする原則を採用した結果である	
	婚内出生子の場合	婚外出生子の場合	婚内出生子	婚外出生子
子への影響	(a)現行 ①子は父母の氏を称する ②父母の氏は、婚姻法の規定により決まる (b)新法 ①父母が別氏を称するときは、父母の独身時の氏のうち、最初の子の出生のさいに、共通の子の氏と定めた氏を称する ②子の氏について父母の意見が一致しないときは、子は、母の独身時の氏を称する ③前記②例外 最初の子の出生から1年以内に、父の独身時の氏を称する	(a)現行 ①子は母の氏を称する ②母がドッペルナームを称しているときは、その最初の氏を称する (b)新法 ①子は母を称する ②(離婚により)共同配慮権であるときは、1年以内に、父の氏を子の氏とすること可能 ③父が単独配慮権であるときも、前記の②に同じ ④父母がドッペルナームを称するときは、最初の氏のみ接合する	1 養子 (a)現行 未成年の養子は、従前の市民権に代えて、養親のそれを取得 (b)新法 ①同上①に同じ ②連れ子養子の場合には、未成年の養子は、子がその氏を称する父母の市民権を取得	(a)現行 父母の市民権を取得 (b)新法 提示なし (従前どおりになる)
			(a)現行 母の市民権を取得 (b)新法 ①子がその氏を称する父母の一方の市民権を取得 ②未成年中に、他方の父母の氏を取得したときは、その市民権を取得	